

【 検査 】

763 膝内障に対する超音波検査（その他）の算定について

《令和7年12月26日》

○ 取扱い

膝内障に対するD215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））の算定は認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

膝内障は、膝の痛みや不調の原因が特定されていない状態を示す総称である。その原因として半月板や靭帯、骨、関節が要因となることもあるが、病因が特定できないこともある。超音波検査（その他）は、膝内障の病因を診断する目的でスクリーニング的に行うものではないことより、超音波検査（その他）を必要とする靭帯損傷等の病名のない算定は認められないと考える。

以上のことから、膝内障に対するD215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））の算定は、原則として認められないと判断した。